

CARE WORK

ケアワーク

No.280

4

2017
April

特集

実践しよう！ フレイル対策

東京都健康長寿医療センター内科総括部長 荒木厚さん

介護を語る

特養ホームの農園を活用した 地域との関係づくり

社会福祉法人孝楽会理事・けやき農園主 井上友二さん

ケアトピックス

介護保険法等の一部改正案が 国会審議中

将来が見えるキャリア教育

リーダーに求められる行動をとり、 職員を育成する

介護は最高のエンターテイメント！

介護職に知ってほしい家族の想い

これからの時代を見据えた介護経営のあり方

介護事業者と公的機関との関わり (その2)





これからの時代を見据えた 介護経営のあり方

最終回

介護事業者と公的機関との 関わり（その2）

株式会社若武者ケア 代表取締役社長 佐藤 雅樹

開設当初から指導いただいた 公的機関

前号で述べた介護事業者と公的機関との関わりについて記述していきます。

事業開始直前と開始後には、社会保険事務所（現、年金事務所）と労働基準監督署、ハローワークに、社会保険、労働保険の手続きに行きました。それぞれ丁寧に説明を受け、親切に対応してもらいました。

そうした開設に関する作業をしながらも、最初は利用者がいないため、区役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に対して、ひたすら挨拶まわりや営業活動を行いました。区役所に事業所開設の挨拶に行きましたが、あまり歓迎ムードではない気がしました。利用者や一般市民へのサービス対応は、昔から比べると格段に改善されたと言われる役所ですが、事業者にはそつけない対応をする職員の方もいるようです。介護事業者が存在しなければ、地域の介護保険事業計画は成り立たないと思

われるのですが、そつけない対応を受けると、心が折れそうになる時があります。

開設当初、ひたすら営業を行ったところ、地域の困難事例がたくさん舞い込んできました。新参者への洗礼ということがあったのか、とびきり難しい案件が来ました。

その中には、利用者さんにずっと罵倒されながら行わなければいけないサービスもありました。どんなに最善を尽くしても認めていただけず、「役所に訴えるぞ」とおっしゃるのです。私は脅された気持ちになりました。私がサービスをやっていました。「役所にクレームを言ってお前の会社を潰してやる」と言われ、実際に役所にたくさん電話をされました。「役所から指導が入って潰されてしまうのだろうか」と怯えながら事業運営をしていた覚えがあります。今になって振り返れば、理不尽なクレームを受けても屈する必要も怯える必要もなかったわけですが。

困難事例に対応しているうちに、認めていただけるようになったのか、気の毒に思

われたのか、さほど困難ではない仕事も増えました。人員が足りなくなったので、ハローワークに求人を出すようになりました。

はじめは、神奈川県や横浜市の職員が実地指導のために来るのだろうと思っていたのですが、意外にも最初に税務署がやってきました。事業開始してから1年目は赤字だったのですが、当初は自分と社員の給料を低めに抑えていたこともあってか、2年目には黒字になり、思ったより利益が出ました。それを申告してからまもなく税務署がやってきたというわけです。税理士さんといういろいろやり取りしながら帳簿をたくさん揃え、ほぼ1日かかって調査を受け、なんとか「申告是認」となりました。最初は雑談から始まり、雑談の中からいつの間にか質問してきて矛盾点をついてくるという話法を取っていたようです。

次に来たのが労働基準監督署でした。「定期訪問です」ということでしたが、恥ずかしながら労働安全衛生法をよく理解していませんでした。週30時間以上働いている



Profile●プロフィール

佐藤 雅樹 (さとう・まさき)

株式会社若武者ケア 代表取締役社長。介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、MBA。

大学院(経済学)修了後、石油会社での経営企画・経理業務を経て、平成19年4月に株式会社若武者ケアを設立し、現在に至る。全国訪問介護協議会 副会長、(社)日本在宅介護協会 神奈川県支部幹事。

人には、定期健康診断を年に1回受けさせなければならなかったのです。定期健康診断を行ってはいったのですが、対象から漏れていた社員がいました。今後は実施するようにと指導を受けました。

また、登録ヘルパーを含む「常時使用する労働者」が50人以上になっていったため、同じく労働安全衛生法により、産業医、衛生管理者の同席による衛生委員会を月1回以上開催するようにと指導を受けました。産業医を必死になつて探し、今も毎月7万円の顧問料を払っています。関東安全衛生技術センターがある千葉県まで第二種衛生管理者試験を受けに行き、合格した後には私が衛生管理者になりました。

労働基準監督官の方はとても親切で、法律についての知識や、今後どうすれば良いかのアドバイスを、丁寧にいただきました。特に私のように会社を大きくしようと思っている者にとっては必須の知識でしたので、指導していただいてもありがたかったです。

顧問である東京の社会保険労務士さんとやり取りをして、東京と神奈川では法令の解釈に微妙な差があることもわかりました。

それぞれの立場で ベストをつくすことが大事

経営もある程度軌道に乗ってくると介護

団体から入会のお誘いがかかり、関わっていただくうちに理事等の役職につくことになりました。その関係から、業界団体の要望を厚生労働省に伝えようということになり、何回か訪問することになりました。光栄なことに老健局長や振興課長、老人保健課長にも面会させていただくことができました。まず厚生労働省がどんな建物かというところ、場所こそ一等地ですが、かなり古いビルです。打ち合わせもパイプ椅子に古びた机で行っています。正直、新しくできた介護施設のほうが立派なくらいです。

介護報酬を決めている部署も、想像よりも少人数で、「こんな少人数で決めているのか」とびびりしてしまいました。担当者などと話して感じたのは、我々事業者がどんな状況になっているのか、興味津々だということです。「自分達がつくった制度が果たして有効に機能しているのか」「障害が起きているとしたら何か」ということを、常に考えているように思えました。当たり前前のことなのかもしれませんが、質問したらの確な答えが返ってきました。介護保険のことをすべて熟知しているように思えて、「スゴイ」の一言でした。

正直、事業を運営していると、「この人はどうしてこんなに上から目線なのだろう」と思う役人に出会うこともあります。「ひよつとするとそれは、自信のなさの裏返し

なのかもしれない」と、厚生労働省の担当者と話した後感じた次第です。

その後、複数事業所を開設することになり、指定申請に行きましたが、その頃は指定権限が神奈川県から横浜市に移管していました。「どんな担当者なのだろう」と不安に思っていました。神奈川県と同じ担当者の方が出てきて驚いた覚えがあります。聞くと県から市町村に権限が移ることは介護保険法施行当初から決まっております。権限が移るまでの間、横浜市から神奈川県に向していたとのことでした。

その他にも調査事業ということで財務省横浜財務事務所、静岡県などから訪問調査を受けたことがあります。

このように介護事業者は多くの公的機関と関わり、ある意味鍛えられていくわけですね。利用者や従業員、経営者にいろいろな人がいるように、公的機関にもいろいろな人がいるようです。それぞれの立場で社会をより良くするためにベストをつくしていくことが大事だと考えています。

私も、今後も時代の流れを察知して、きつちり利益を出しつつ、質の高いケアを提供して社会に貢献できるように、ベストをつくしていきたいと思っています。

1年間の連載が、少しでも皆様のお役に立ったとしたら、とてもうれしいです。お読みいただき、ありがとうございました。